

資料3

日薬発第241号
令和3年1月8日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

公益社団法人 日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

新型コロナウイルス感染症対応 日本薬剤師会 店舗休業補償制度について（ご連絡）

拝啓 平素は本会会務につきましてご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では「新型コロナウイルス感染症対応 日本薬剤師会 店舗休業補償保険」の取り扱いを2021年2月15日より開始いたします。

本制度は、日薬正会員である「開設者」、「法人代表者」、「管理薬剤師」の登録がある薬局（または店舗販売業）を対象に、勤務する薬剤師、事務職員が新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触をした場合に、一時的に休業を余儀なくされた時の喪失利益やPCR検査費用、消毒費用などを補償する制度です。

貴会には、薬剤師賠償責任保険と同様に加入可否の確認をお願いいたします。募集案内の発送は2020年12月21日時点の加入対象者宛に2021年1月下旬を予定しております。

敬具

記

【加入対象者】

日本薬剤師会会員名簿で薬局、店舗販売業の「開設者」、「法人代表者」、「管理薬剤師」として登録されている日薬正会員である薬剤師の方

※複数店舗を開設している開設者は、日薬会員登録されている店舗で加入

【対象施設】

日本薬剤師会正会員である「開設者」、「法人代表者」、「管理薬剤師」の登録がある薬局（または店舗販売業）

【補償（保険金）額の受取要件】

以下の3つを満たした場合に、補償金を受け取ることができます。

- ① 薬局（店舗販売業）に勤務する方が、新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触すること。
- ② ①に伴い、該当薬局を消毒すること。
- ③ ①および②に伴い、所定の休業日を除いて2日以上連続して休業すること。

【補償（保険金）額】

30万円（1事故／保険期間中限度額）

※売上高が年間7,500万円を下回る場合は、補償金額が30万円以下となることがあります。

【補償期間】

2021年2月15日から2022年2月15日（中途加入は申込翌日から2022年2月15日）

【保険料】

15,000円

【補償（保険）金請求に必要な書類】

- ① 事故報告書 兼 申告書 ※保険会社所定フォーム
- ② 保険金請求書 ※保険会社所定フォーム
- ③ 消毒費用の領収書、または請求書の写し
- ④ 2019年度決算書類の写し（法人単位、個人事業主の場合は青色申告書）

【保険会社からの説明について】

各都道府県薬剤師会担当の保険会社（損害保険ジャパン株式会社）より2021年2月上旬までに貴会にご説明に伺います。追って担当者より連絡がございますので、日程のご調整をお願いいたします。

【備考】

2020年12月23日付け日薬業発第406号でもご案内しておりますが、保険料は厚生労働省の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の対象となりえます。その場合、実質保険料負担なしでご加入いただけます。申請時期等の詳細は都道府県ごとに異なりますので、再申請などにつきましては各自治体にご確認ください。なお、2020年12月17日付け日薬業発第393号でもお知らせしております通り、令和2年度第三次補正予算案でも更なる支援が検討されております。併せてご確認ください。

【制度についてのお問い合わせ先】

○加入方法・制度内容全般についてのお問い合わせ

損保ジャパン 店舗休業補償制度専用コールセンター ※2021年1月12日より設置予定

T E L : 0 5 0 - 3 8 0 8 - 7 8 5 8

E - mail : 10_c-nichiyaku@sompo-japan.co.jp

受付時間：平日9：00～17：00（年末年始、土、日、祝日は休業）

○事故発生時の報告先

損保ジャパン 団体保険金サービス第一課

F A X : 0 3 - 3 3 8 5 - 5 5 0 0

以上